

令和7年第1回市議会定例会において可決された意見書

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

令7.3.21	第1回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 法務大臣、総務大臣

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つとされ、えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題です。

再審は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度ですが、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が長期化すること、再審請求手続の規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられています。

再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、裁判のやり直しが確定するまでに長期間を要していることから、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきと考えます。

よって、国におかれては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法の全面的な見直しを速やかに実行されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。